

| | | | |
|------------------|-------------------------|---------------|---|
| せいり ばんごう 整理番号 | 13-8-1 | そうだん 相談レベル | 3 |
| ぶん りい 分類 | と あ わせ き 問い合わせ先 | | |
| こう もく 項目 | ほうりつ かんけい 法律関係 | | |
| ない よう 内容 | よこはま べんご し かい 横浜弁護士会 | | |

よこはまべんごしがい かながわけんない ほうりつじむしょ も べんごしぜんいん かにゆう ほうていだんたい どうばん べんごし
 横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。当番弁護士
 制度をはじめ、さまざまな窓口を設け、活発な活動を行っています。

しよざいち
所在地 〒231-0021 横浜市中区日本大通9

でんわ
電話 045-211-7707

e-mail info@yokoben.or.jp

ホームページ <http://www.yokoben.or.jp/>

ぎょうむ あんない
業務案内

けいじ べんご
刑事弁護センター

かながわけんない けいさつなど たいほ こうりゆう かた ところ いちどめ むりよう べんごし
 神奈川県内の警察等に逮捕・勾留されている方の所に一度目は無料で弁護士を
 はけん どうばん べんごし せいど
 派遣するという「当番弁護士制度」を行っています。045-212-0010に電話
 してください。平日の午前9時から午後5時までであれば、職員が直接対応いたし
 ます。また、上記以外の時間帯でも、留守番電話で24時間受け付けております。

そうごう ほうりつ そうだん がいこくじんそうだん
 総合法律相談センター(外国人相談)

かくしゅほうりつそうだん けんない かくしよ べんごし はけん ほうりつそうだんじぎょう ゆうりょう おこな
 各種法律相談、県内の各所への弁護士派遣など法律相談事業を有料で行って
 います。一般法律相談のほかに、多重債務相談、子どもの人権相談、外国人法
 律相談、消費者被害相談、働く人の法律相談などを行っています。外国人相談
 は、入管法・渉外家事・労働問題・一般民事・刑事問題などに関する法律相談
 で、相談日には英語、スペイン語、ハングル、中国語の通訳を用意しています。
 そうだん ばしよ ほんぶ そうだんび まいしゅうすいようび じかん ふん
 相談場所は本部で、相談日は毎週水曜日13:15~16:15まで、時間は60分
 以内、料金は7,875円です。日本語のわかる方を介して予約してください。、

はんざい ひがいしゃ しえん
 犯罪被害者支援センター

はんざいひがいしゃ たいしやう むりよう ほうりつそうだん おこな でんわそうだん
 犯罪被害者を対象に無料で法律相談などを行っています。電話相談もあります。
 でんわ ばんごう そうだんび まいしゅうかようび
 電話番号は、045-211-7724です。相談日は毎週火曜日13:00~16:00
 です。

みんじかいにゆうほうりよくひがいしやきゆうさい
 民事介入暴力被害者救済センター

ほうりよくだんなど ひがい う しみん と あ ばあい そうだん た
 暴力団等からの被害を受けている市民から問い合わせがあった場合に、相談担
 んどう べんごし しょうかい でんわ ばんごう ややくうけつけ へ
 当弁護士を紹介しています。電話番号は045-211-7700で、予約受付は平
 いじつ
 日の10:00~12:00・13:00~16:00です。

こうつう じこ そうだん
交通事故相談センター

よやくせい めんだんせい むりよう そうだん つうじょうか もくようび じつし ばいしやうせきじん
予約制・面談制・無料の相談を、通常火・木曜日に実施しています。賠償責任の
にんてい そんがいばいしやうがく さんてい せいきゆうほうほう かしつ わりあい じだん しかた じこう てつづき
認定・損害賠償額の算定・請求方法・過失の割合・示談の仕方や時効の手続な
ど、こうつうじこ みんじかんけい もんだい べんごし
交通事故における民事関係の問題を、弁護士がアドバイスいたします。電話
ばんごう よやくうけつけ へいじつ
番号は045-211-7700で、予約受付は平日の10:00~12:00・13:00~
16:00です。

ふんそうかいけつ
紛争解決センター

さる た う べんごし ちゅうさいにん こうせいちゆうりつ たちば もうしたてにん あい
申し立てを受け、弁護士があっせん仲裁人となり、公正中立な立場で申立人と相
てがた ちゅうさい おこな ゆうりよう よこはまべんごしがい しゅさい じやうきほうり
手方のあっせん・仲裁を行います。有料です。横浜弁護士会が主宰する上記法
つそうだん よやく ゆうりやうほうりつそうだん うけ たんとう べんごし しょうかいじやう
律相談センターに予約して、有料法律相談を受けて、担当した弁護士に紹介状を
か ふうんそうかいけつ もう た し あ べんごし そうだん
書いてもらい、紛争解決センターに申し立てるか、知り合いの弁護士に相談し
て、ふうんそうかいけつ もうしたて しょうかいじやう か べんごし だいにん
紛争解決センター申立の紹介状を書いてもらうか、その弁護士に代理人と
なつてさる た
なって申し立ててもらいます。

ほうりつふじよきやうかい
法律扶助協会

しりよく とぼ ひと べんごし ひよう た か べんごし しょうかい せいど
資力の乏しい人のために、弁護士費用などを立て替え、弁護士を紹介する制度
りよう ばあい じやうけん さる こ と あ
です。利用する場合には、いくつかの条件があります。申し込み、お問い合わせ
は、

ざいだんほうじん ほうりつふじよきやうかい かながわけんしぶ よこはま べんごし かいやんない でんわ
財団法人法律扶助協会神奈川支部(横浜弁護士会館内 電話045-211-
うけつけ へいじつ じ じ
7702 受付:平日 10~12時・13~16時)
よこすか でんわ 横須賀(電話046-822-9688 受付:平日 10~12時・13~15時)
かわさき でんわ 川崎(電話044-244-5039 受付:平日 10~12時・13~16時)
けんせい でんわ 県西:小田原(電話0465-22-5671 受付:平日 10~12時・13~16時)